

【電子版】



2023年 第12号 2023年 4月19日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071

fax. 03-3874-4997

メール info@jikosoren.jp

ホームページ→



ライドシェア勢力が再浮上している

全タク連交渉

拙速にすすむ規制緩和への懸念高まる



要請書を手渡す庭和田中央執行委員長（左側）＝2023. 4. 5 自動車会館

自交総連は4月5日、全タク連交渉を行い、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」が国会で審議されていることに危機感を持ち運動をすすめていることを伝え、全タク連がどのように捉えて対処していくのか意見交換をしました。全タク連は「タクシーが足りないという声が出てきており、ライドシェアにつなげようとする勢力も再浮上している」と警戒していることを示しました。

【2023. 4. 5 全タク連交渉】

全タク連 武居利春副会長、神谷俊広理事長他 5名

組合側 庭和田委員長、徳永副委員長、高城書記長、富松・林常任執行委員

要 請 事 項	回 答
1. 全国的にすすむタクシー労働者の離職に歯止めをかけ、新たな労働者を向かい入れるためにも、労働条件の改善にとりくむこと。 タクシー事業と労働者の窮状を救う	東京で運賃改定が実施され運収が上がったが労働者が入ってこない。他産業との格差などイメージが悪い、皆さんと努力していきたい。 国交省は、二種免許取得補助などの

<p>直接的な給付金・補助金などの支援策を国に要請して、事業の存続・労働者の生活を守るため努力されること。</p>	<p>要請に応えるなど対応が変化している。ひきつづき各種支援を要請していく。</p>
<p>2. 運賃改定が実施される地域においては、運賃改定時のノースライド（賃率の引き下げをしない）に加え、国会の附帯決議でも指摘されている運転者負担の解消など、確実に労働条件を改善すること。また、コロナ特例休車の再申請や再延長を国交省に求め遊休車両の削減など、能率的な経営がすすむ環境を整えること。</p>	<p>関東運輸局から東タク協に改定後の実態調査指示がきて、労務委員会の29社からアンケートを取った結果、1社が賃下げしていた。 会員事業者には賃率を維持するようお願いしている。</p>
<p>3. 白タク合法化、ライドシェア解禁を阻止するため、ひきつづき警戒心をもって労使共同してとりくまれること。道路運送法によらない新たな運行システムでの規制緩和に反対し、とくに各地で行われている各種実証実験の動向にも注意をはらい対処すること。</p>	<p>中国資本がタクシーに意欲を示しており、東京はナンバー（営業）権が高く売買される傾向にある。 また、タクシーからその他ハイヤーへ転用する動きもあり注視している。</p>
<p>4. 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」において、協議運賃制度の創設（届出運賃）や、地域公共交通会議等からタクシー協会、労働組合を排除する意見が出ているが、協会としてどのように考え対処していくのか明らかにすること。</p>	<p>協議運賃は、準特定地域が外れたら東京も適用になるということなので危機感を持っているが、全タク連の会議では、まだ話し合われていない。 協議会で止められるか分からないが、東京でも自宅・駅間の利用者を取られてしまうなど、影響が大きい。</p>
<p>5. 地域公共交通を維持・発展させるため、地域住民、障がい者や高齢者の輸送にタクシーが貢献できるよう、国へ補助金の増額など働きかけること。 あわせてアプリ配車が急増している中、誰もが等しくタクシーを利用できるようとりくむこと。</p>	<p>アプリ配車が増えたことで、繁華街でも偽装迎車問題が生じていると聞いている。また、高齢者などアプリを使えない人たちを放置するわけにはいかない。今後の対応について問題意識を持って対応していく。</p>
<p>6. 利用者に対し、これまで業界として守ってきたタクシー業界の秩序を乱すような運用は行わないこと。またアルバイト雇用を認めないこと。</p>	<p>その他ハイヤーでハロートーキョーがアプリ配車専用でやっているが労働者は集まっていない。二種免許取得や新規研修等もあり、日雇い雇用に抵触する雇用はできないと承知している。</p>

7. 改正改善基準告示については、日勤の休息期間は11時間を基本とする労働時間短縮の趣旨を全事業者が遵守するよう周知徹底をすること。	今年に入り、厚労省から11時間の趣旨についての説明と、努力義務として周知に努めるよう要請されている。
8. 最低賃金法違反を根絶し、すべての事業者が確実に最低賃金を労働者に支払うよう指示すること。また、最低賃金相当額以上を固定給とするなど、違反が恒常的に発生しない賃金体系を構築すること。	最低賃金については、必ず支払うよう各地方に指示している。 岸田首相が加重平均で最低賃金1000円と言っているので、今年は39円上がるのではないかと思う。経営者としては非常に厳しい。
9. ダイナミックプライシングについて、制度改定されるようだが、どうとらえているか？ また、国交省は何と言っているか？	迎車料金などに絞ってやっていかないと難しい。 国交省は激しい上下幅にならないと言っていたが、事業者にとって5割引きは影響が大きい、注視したい。